

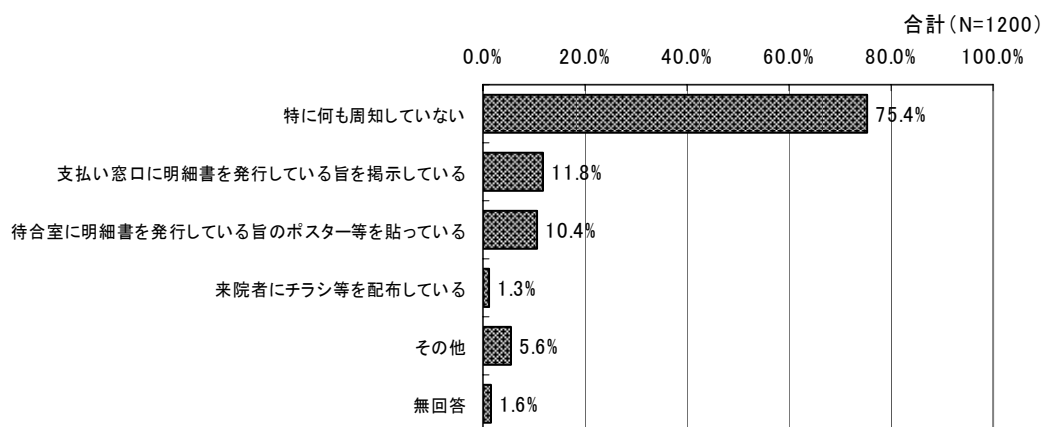
(6) 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行している施設の状況

1) 明細書の発行に関する患者さんへの周知方法

(ア) 医療機関全体

明細書を発行している医療機関全体についてみると、「特に何も周知していない」(75.4%)が最も多く、次いで「支払い窓口に明細書を発行している旨を提示している」(11.8%)、「待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている」(10.4%)となっている。

図表 25 明細書の発行に関する患者さんへの周知方法 (全体) : 複数回答



ちなみに初診料の電子化加算に関する施設基準等は以下に示すもので、明細書を交付する体制もその要件の一部となっている。

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて

(平 18.3.6 保医発 0306002) 抄

別添 1

初・再診料の施設基準等

## 第 1 電子化加算

### 1 電子化加算に関する施設基準等

次のいずれにも該当していること。

#### (1) 次のいずれにも該当していること。

- ア 診療報酬の請求に係る電算処理システムを導入していること。
- イ 個別の費用ごとに区分して記載した領収証（医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表の各部単位で金額の内訳の分かるもの）を無償で交付していること。
- ウ 平成 19 年 4 月 1 日以降、試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること（許可病床数が 400 床以上の病院に限る。）。

#### (2) 次のいずれかに該当していること。

- ア フレキシブルディスク又は光ディスクを提出することにより診療報酬の請求を行っていること（許可病床数が 400 床未満の保険医療機関に限る。）。
- イ 試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること（許可病床数が 400 床未満の保険医療機関に限る。）。ただし、平成 19 年 3 月 31 日までの間は、許可病床数が 400 床以上の病院を含む。
- ウ 患者から求めがあった時に、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細証を交付する体制を整えていること。
- エ バーコード、電子タグ等による医療安全対策を行っていること。
- オ インターネットを活用した予約システムが整備されていること。
- カ 診療情報（紹介状を含む。）を電子的に提供していること。
- キ 検査、投薬等に係るオーダーリングシステムが整備されていること。
- ク 電子カルテによる診療録管理を行っていること。
- ケ フィルムへのプリントアウトを行わずに画像を電子媒体に保存し、コンピューターの表示装置等を活用し画像診断を行っていること。
- コ 遠隔医療支援システムを活用し、離島若しくはへき地における医療又は在宅医療を行っていること。